



## 会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

### 独立・開業するにあたって

確定申告も終わりましたが、今回の特集と致しまして、事業をするなら個人事業主と法人のどちらを選択すればよいかの判断基準をご紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

### 個人事業主のメリット

個人事業主の場合、法人に比べ、主に、事業を維持するコストが安いことや、事務手続きが簡単なことがメリットとなります。

- ① 法人の場合、赤字でも住民税の均等割の負担がかかるのに対し、個人事業主の場合、赤字だと税金はかかりません。
- ② 法人の場合、交際費の損金算入額に限度があるのに対し、個人事業主の場合、交際費を全額経費に出来ます。
- ③ 法人の場合、登記や申告事務の負担が大きいのに対し、個人事業主の場合、登記は不要ですし、申告事務の負担も小さいです。

### 法人のメリット

一方、法人の場合、個人事業主に比べ、節税

手段が多いことや、信用力が高いこと、資金調達の幅が広いことがメリットとなります。

- ① 個人事業主の場合、所得税は累進税率のため、所得が増えるにつれて、税率も高くなっていきます。一方、法人の場合、法人税は税率が一定のため、売上・利益が多い場合には、会社形態を検討したほうがよいでしょう。ケースにより違いがあるため、一概には言えませんが、具体的な金額と致しましては、事業上の所得が年間500万円を超えるようでしたら会社形態の検討をお勧めいたします。
- ② 個人事業主の場合、事業所得がマイナスになった場合、その欠損金の繰越期間は3年間であるのに対し、法人の場合、繰越期間は最大で9年間と個人事業主より有利となります。
- ③ 個人事業主よりも法人のほうが対外信用が増すことで融資が受けやすく、また、社会保険等の充実で従業員が雇いやすくなります。
- ④ 法人の場合、銀行からの借入以外にも株式の増資等により資金調達が容易となります。
- ⑤ 個人事業主の場合、1～12月が決算の期間と定められているのに対し、法人の場合、

事業年度を自由に決めることが出来ますので、計画的な経営や節税対策等が行いやすいメリットがあります。

⑥ その他、法人の場合、社長や家族従業員に退職金を払えることや、社長や家族従業員に対する生命保険・損害保険を経費に出来るメリットがあります。また、個人事業主ですと、本人の全財産に相続税がかかるのに対し法人の場合、会社の資産には相続税がかからないため、事業の承継や相続対策が容易となるメリットもあります。

### まとめ

上記のように、個人事業主と法人にはそれぞれメリットがございます。独立・開業をご検討中の方はもちろん、既に事業を行われている方も、場合によっては変更を検討した方がよい場合がございますので、ぜひ参考にして下さい。また、どちらが有利になるかはケースに応じて違いがございますので、何かご不明点等ございましたらどうぞお気軽に弊事務所までご相談下さい。



## 社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

### 「育たない若手」問題をどのように解決するか？

#### 「若手社員の育成」に悩む企業は多い

団塊の世代の大量離職等により、「若手社員の早期育成」を課題に掲げる企業が多くありますが、思うように育たずに悩んでいる企業も多くあります。

では、若手社員の育成はどのように行えばよいのでしょうか。

#### 「段階的な育成」を心掛ける

新入社員の段階では、仕事の知識や業務の手順を教えるだけでなく、組織人としてのマナーを身に付けさせたり、組織や職場に慣れさせたりすることで、まず、社会人としての基礎を固めることが必要とされます。

次に、入社2～3年の社員では、与えられた仕事を着実に遂行できるだけでなく、自ら気づき、自分なりの工夫をすることができるよう、経験の場を与え、結果を振り返ることですらなる成長を促す機会を設けることが必要となります。

入社4年以降の社員については、将来マ

ネージャーとして職場を管理する役割を担う人材に育てることも視野に、仕事をある程度任せながら必要に応じて指示を与えたりフォローしたりして、活躍の場を徐々に広げていくことが必要となります。

#### 欠かせないフィードバック

このように、一口に「若手社員」と言っても、新入社員と数年の経験を積んだ社員とでは求められる役割が異なることから、どのようなアプローチによって育成を図るかという手段は異なります。

しかしながら、いずれの段階においても、経験から得た知識を生かしてステップアップしていく流れは変わりませんので、その都度経験を振り返ることが重要となります。

その際、より効果的なのは、若手社員1人に振り返らせたり考えさせたりする方法よりも、先輩社員や上司が成功(または失敗)の理由を問ひかけ、若手社員に考えさせることでフィードバックする方法です。

先輩社員や上司にとっても、自分の仕事の

やり方を見直す良いきっかけともなりますので、積極的に取り組んでみてはいかがでしょうか。

### 50人以上の事業所でメンタルヘルス対策を義務化へ(3月13日)

政府は、改正労働安全衛生法案を11日に閣議決定し、13日に国会に提出した。従業員50人以上の事業所に対してメンタルヘルス対策を義務付ける内容です。すべての従業員を対象に年1回のストレス検査を実施し、希望者は医師による面接指導を受けられる。

中小企業の負担を考慮して50人未満の事業所については努力義務にとどめた。

詳しい届出の資料はまだ公開されてはおりません。(3月20日時点)今後HP等で公開される予定です。





## 会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

### Q スポーツクラブでの盗難

当社は、スポーツクラブを経営しており、貴重品保管用ロッカーを備え付けています。先日、何かがが会員の甲さん利用のロッカーの暗証番号を盗み見て、ロッカーを開けて財布を盗み出してしまいました。

甲さんからは、損害賠償を請求されていますが、当社は損害賠償責任を負うのでしょうか。

### A 寄託契約成立の有無がポイント

#### 1 場屋の主人としての責任

商法594条は、「客の来集を目的とする場屋の主人」の責任を定めています。スポーツクラブは、これに該当しますので、利用客の荷物の滅失毀損について、同条により責任を負うことになります。

#### 2 商法594条1項と2項の関係

商法594条は、寄託の有無で場屋の主人の責任を分けて定めています。

寄託を受けていた場合は、場屋の主人が、物品の滅失毀損が不可抗力によるものであったことを証明しなければ、損害賠償責任を免れません(商594①)。一方、寄託を受けていない場合は、場屋の主人やその従業員の不注意で物品が滅失毀損した場合に、損害賠償責任を負うことになります(同②)。

そこで、寄託契約が成立していたか否かが問題となりますが、裁判例は、同じような事例で寄託契約の成立を否定する立場に立っていると考えられます。

よって、本件でも、甲さんとは寄託契約が成立していないと考えて良いでしょう。

#### 3 商法594条2項の「不注意」

「不注意」とは、注意義務を尽くさなかった、つまり過失があったことを指します。

そして、スポーツクラブとして過失がなかったといえるためには、貴重品ロッカーの

安全保持に必要な注意義務を尽くしていなければなりません。具体的には、次の通りです。

- ①貴重品ロッカーを常に従業員のいるカウンターやフロントから見えるような場所を選んで設置すること。
- ②監視カメラの設置や、従業員による見回り等による警備体制を整えておくこと。
- ③貴重品ロッカーの扉が正常に機能するかを日常的に確認、点検すること。
- ④盗難防止のため、暗証番号盗用への注意の警告シールや、暗証番号をキャッシュカードの暗証番号と同一にしないなどの暗証番号設定の注意への警告シールを貼る等、利用者の注意を促すための措置を取ること。

#### 4 本件の検討

本件では、貴社が、上記3の①から④の措置を取っていたか否かによって、損害賠償責任の有無が決まることになります。貴社が、上記措置を行っていなかったのであれば、貴社に過失があったとして、貴社は甲さんに対して損害賠償責任を負うとされる可能性が高いでしょう。

## i お知らせ

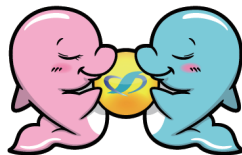
### 消費税率変更に伴うお願いとお知らせ

すでにご存知の通り、2014年4月1日より消費税率が現在の5%から8%へ改定されます。それに伴い、お客様にも4月1日以降の取引の請求を8%へ変更していただきたいと思えます。また、弊グループからのご請求も4月分より8%となりますのでご理解を賜りたく、この場をお借りしてお願い申し上げます。

### ゆるキャラ誕生のお知らせ

弊グループで、ゆるキャラが誕生しました。社員全員で案を出し合い、その中から選りすぐりのキャラを3つに絞りました。今回はその中の1つだけご紹介させていただきます。このキャラの名前は「しおば(ブルー)」です。『海のアイドルのイルカが国境を越えて世界中の人とのつながりを大切にしながら、一人一人の良きパートナーであり続けるため常に進化をしていこう』という想いが込められています。今後はニュースレターやホームページなどにも登場する予定ですので楽しみにお待ち下さい。

尚、残りの2つのキャラも近々ご紹介させていただきます。



### 横浜FC スポンサー加入のお知らせ

2014年2月28日、汐留パートナーズグループが横浜FCのドリームパートナーになりました。下記がパートナー(スポンサー)のHPアドレスです。  
<http://www.yokohamafc.com/partner/>

### 4月の税務と労務の手続き【提出先・納付先】

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

#### 15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 [市区町村]

#### 30日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出  
＜休業4日未満、1月～3月分＞ [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)  
＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [公共職業安定所]



発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com/>

汐留パートナーズ株式会社・会計事務所・法律事務所・社会保険労務士事務所・海事法務事務所・行政書士事務所